



平成 28 年 4 月 12 日

各位

会社名 株式会社 魚 喜
代表者名 代表取締役社長 有吉喜文
(コード 2683 東証第二部)
問合せ先 取締役執行役員 西山武
電話番号 0466-45-9282

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 4 月 12 日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社」への移行及び「定款一部変更」を平成 28 年 5 月 25 日開催予定の当社第 31 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行に伴う役員の変動につきましては、本日付開示の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の理由

当社では従来から、業務執行の健全性及び透明性の向上を目的として、コーポレートガバナンス体制の充実を図ってまいりましたが、今般、取締役会の職務執行に対する監督機能をより一層強化するため、取締役会内に社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」を有する監査等委員会設置会社に移行することとしたものです。

(2) 移行の時期

平成 28 年 5 月 25 日開催予定の当社第 31 回定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

- i. 監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会・監査等委員に関する規定及び取締役会決議によって重要な業務の決定を取締役に委任できる旨の規定の新設並びに監査役・監査役会に関する規定の削除等を行います。
- ii. 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、期待される役割を十分に発揮すべく、責任限定契約を締結できるようにする旨の変更を行うものであります。なお、同変更案については、各監査役の同意を得ております。
- iii. その他、上記の各変更に伴う、条数の変更その他の所要の改正を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 28 年 5 月 25 日

定款変更の効力発生日（予定） 平成 28 年 5 月 25 日

【別紙】

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部が変更箇所)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 4 条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 5 条～第 11 条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 17 条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 18 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第 20 条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>2. <u>増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 4 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 5 条～第 11 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 17 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 18 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。</p> <p>2. <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第 20 条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、代表取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役、<u>若干名</u>を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 当社の取締役会は、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役<u>および各監査役</u>に対して会日の3日前までに発するものとする。 ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役を各々若干名選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 当社の取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き</u>、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。 ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および<u>監査役</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) 第28条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 (条文省略) 2. 当社は、<u>社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金300万円以上であらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(監査役および監査役会の設置) 第31条 当社は、<u>監査役および監査役会</u>を置く。</p> <p>(監査役の員数) 第32条 <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任) 第33条 <u>当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) 第28条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 (現行どおり) 2. 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金300万円以上であらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(監査等委員会の設置) 第31条 当社は、<u>監査等委員会</u>を置く。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(<u>監査役の任期</u>) <u>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(<u>常勤監査役</u>) <u>第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(<u>監査役会の招集通知</u>) <u>第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。</u> ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(<u>監査役会の決議の方法</u>) <u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査役会の議事録</u>) <u>第38条 監査役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(<u>監査役会規程</u>) <u>第39条 監査役会に関する事項については、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(<u>報酬等</u>) <u>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(<u>常勤の監査等委員</u>) <u>第32条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>) <u>第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発するものとする。</u> ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 <u>2. 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の決議の方法</u>) <u>第34条 監査等委員会の決議は、議決権に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の議事録</u>) <u>第35条 監査等委員会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規則</u>) <u>第36条 監査等委員会に関する事項については、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第41条</u> 当社は、取締役会の決議によつて、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、社外監査役との間で、<u>会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p><u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金300万円以上であらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p><u>第42条～第44条</u>（条文省略）</p> <p>（会計監査人の報酬等）</p> <p><u>第45条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p><u>第46条</u>（条文省略）</p> <p>第7章 計算</p> <p><u>第47条～第50条</u>（条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p><u>第37条～第39条</u>（現行どおり）</p> <p>（会計監査人の報酬等）</p> <p><u>第40条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p><u>第41条</u>（現行どおり）</p> <p>第7章 計算</p> <p><u>第42条～第45条</u>（現行どおり）</p> <p><u>附則</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の監査役であったものの損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>